

# クローズアップ いよいよ10月から マイナンバー制度が始まります

今号では、通知カード・個人番号カードについて説明します



マイナンバー制度の運用開始に向けて、7月15日号・8月15日号・9月15日号の3号にわたり、制度の概要や手続きなどについてお知らせしています。7月15日号では制度の概要について、8月15日号では個人情報の保護について紹介しました。今号では通知カードと個人番号カードについて詳しく説明していきます。

問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

マイナちゃん

## ① どんな時に使うの？「通知カード」と「個人番号カード」

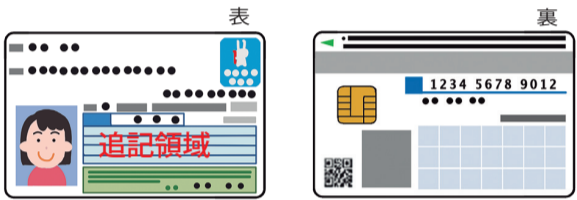
### (i) 通知カード



#### ◆通知カードはあなたのマイナンバーを証明するものです

平成28年1月以降、社会保障などの手続きの場面でマイナンバーの提示を求められるようになります。その際、マイナンバーを証明する書類として、通知カードを利用します。個人番号カードを取得するまで、通知カードは大切に保管してください。(再発行は有料の予定)

### (ii) 個人番号カード



#### ◆マイナンバーの証明と本人確認ができる唯一のカードです

マイナンバーを使って手続きする場合は、通知カードによるマイナンバーの証明(正しい番号かどうかの確認)と厳格な本人確認(手続きを行う人が番号の正しい持ち主であることの確認)が必要です。個人番号カードは、1枚でマイナンバーの証明と本人確認が同時にできる唯一のカードです。(再発行は有料の予定)

#### ◆オンライン申請に使えます

個人番号カードは、公的個人認証の機能が標準搭載されています。この機能により、インターネットによる本人確認が可能となり、個人情報のやりとりの記録が確認できるマイナポータル(平成29年1月から開始予定)や、行政手続きのオンライン申請が可能となります。

#### ◆住所変更の際には通知カードまたは個人番号カードをご持参ください

引っ越しなどで住所が変わった場合、転出先の市役所で裏面の追記領域に新住所を記載します。住所異動手続きの際に、異動された方全員の通知カードまたは個人番号カード(お持ちの方のみ)をご持参ください。なお、住所以外の項目に変更があった場合も同様です。

※各カードの追記領域は、カードの記載事項に変更があった際に変更内容を記載する場所です。メモなどに使用しないでください。

## ② 通知カードはどうやってもらえるの？

平成27年10月5日以降、住民票に記載されている場所に順次、転送不要の簡易書留で郵送されます。皆さんへの通知カードの発送状況については、内閣府開設のコールセンターで確認することができます。

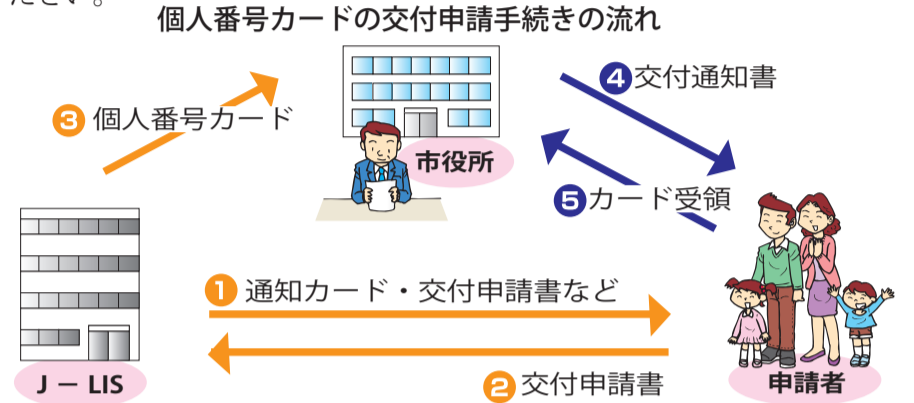
Q: 住民票に記載されている場所と違う所に住んでいるのですが、通知カードは届かないのでしょうか？



A: 通知カードは住民票に記載されている場所に送付されますので、現在お住まいの場所に住所を異動してください。なお、やむを得ない理由(DV被害者など)で現在お住まいの場所に住民登録ができない方は、9月25日までに居所情報の登録申請を行ってください。(詳しくは市報9月1日号5面参照)

## ③ 「個人番号カード」はどうやって手にいれるの？

申請された方に対して、平成28年1月以降に通知カードと引き換えに交付されます(初回手数料は無料)。以下の方法で手続きを行ってください。



- 1 地方公共団体情報システム機構(以下J-LIS)より、「通知カード」「個人番号カード交付申請書」などが世帯単位で申請者に送付されます。
  - 2 申請者が「個人番号カード交付申請書」に顔写真を貼付するとともに必要事項を記入し、J-LISに送付します。
  - 3 J-LISが「個人番号カード」を作成し、市役所に送付します。
  - 4 市役所が申請者個人に「個人番号カード」が届いたことをお知らせする「交付通知書」を送付します。
  - 5 申請者が市役所に行き、本人確認の上「個人番号カード」を受領します。その際に、交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)を持参します。
- ※「個人番号カード」受領の際には、オンライン申請などで使用するため、申請者が「個人番号カード」に暗証番号を設定します。
- J-LIS…地方公共団体が共同して運営する組織として、平成26年4月1日に設立された。マイナンバーの関係では、市区町村の委託を受けて、通知カードの送付や個人番号カードを作成します。

#### ◆個人番号カード交付受付室を設置

平成28年1月より市役所1階ロビーに個人番号カード交付受付室が設置されます。個人番号カードの交付は交付受付室のみで、松山・野塩出張所では行いませんのでご注意ください。

## ④ 「住民基本台帳カード」はもう使えないの？

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードの交付は12月28日で終了します。ただし、すでに発行された住民基本台帳カードは有効期間が終了するまで使用できます。住民基本台帳カードと個人番号カードを両方持つことはできませんので、個人番号カードを交付された際には住民基本台帳カードは返納していただきます。

#### 住民基本台帳カードに電子証明書を搭載している方へ

電子証明書の発行は12月22日で終了します。新規発行や更新をされる方は早めに手続きをしてください。平成28年1月以降に電子証明書の発行を希望される場合は、個人番号カードが必要となります。

### ★マイナンバー制度に関するお問い合わせは内閣府開設のコールセンターで対応しています★

- ◆0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
  - ◆050-3816-9405 (一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合)
  - ◆0570-20-0291 (外国語対応)
- ※いずれも平日9時30分～午後5時30分。(年末年始を除く)



497 問合せ 高齡支援課高齡福祉係 ☎ 2081

日時 9月27日(日)午前10時～正午(受付は午前9時30分)

場所 コミュニティプラザひまわり

引換券は、案内状右上に印刷されています。

今年度の敬老大会は9月27日(日)に開催します。対象となる方には9月上旬に案内状をお送りしています。出席者には大会中に記念品をお渡ししますので、引換券をお持ちください。

敬老大会は9月27日(日)に開催します

9 問合せ 清瀬消防署 ☎ 491・011

場所 清瀬消防署(中清戸二丁目)

※参加希望の方は「防災ブック」をお持ちになり、直接会場へ。

◆「東京防災セミナー」を開催

清瀬消防署では、「東京防災」を活用した「東京防災セミナー」を左記のとおり開催しています。

開催日時 9月6日(土)10月14日(日)曜日・水曜日、平日は午後7時から、日曜日、祝日は午前11時から1時間程度

◆「東京防災セミナー」を開催

清瀬消防署では、「東京防災」を活用した「東京防災セミナー」を左記のとおり開催しています。

開催日時 9月6日(土)10月14日(日)曜日・水曜日、平日は午後7時から、日曜日、祝日は午前11時から1時間程度

問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847

※付属のマップには、一部の避難所・避難場所のみ記載されています。清瀬市の避難場所などの詳細は、市役所防災防犯課が作成した「防災マップ」をご活用ください。

都は、各家庭で災害に対する備えが万全となるよう、災害時に役立つさまざまな知恵や工夫を掲載した防災ブック「東京防災」を作成し、9月1日より都内の各家庭に配布しています。

防災ブック「東京防災」を全戸配布